

**静岡県告示第601号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和3年7月6日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県三島市市山新田字片キ石168番1の一部、字片キ石168番39の一部、字片キ石168番40の一部  
以上3筆